

iSmart 接続-NI4・iSmart 接続 IP1-NI4 サービス利用規約

2020 年 11 月 16 日
2022 年 7 月 1 日改定
株式会社フォーバルテレコム

第 1 条(提供元サービス)

iSmart 接続 -NI4 ならびに iSmart 接続 IP1-NI4(以下「本サービス」といいます。)は、株式会社インターネットイニシアティブ提供の IIJ 接続アカウント管理サービス/タイプAを利用し提供します。

第 2 条(最低利用期間)

本サービス契約の最低利用期間は 24 か月とし、その起算月は、課金開始月とします。

第 3 条(IP アドレスの特定等)

本サービスにおいて使用できる IP アドレスは、IPv4 アドレスとします。

2 本サービス 契約において使用する IP アドレスは、当社が指定します。

3 契約者は、前項の IP アドレス以外の IP アドレスを使用して本サービスを利用することはできません。

第 4 条(解除の効力が生ずる日)

契約者が利用契約を解除しようとするときは、解除する旨および解除するサービスの種類などを当社が別途定める方法により当社に通知するものとします。

2 前項の通知を受領した日の属する暦月末日を解約日とします。ただし、前項の通知を受領した日から暦月末日までが5営業日未満であるときは、その次の暦月末日を解約日とします。

第 5 条(料金)

契約者が、本サービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 1 のとおりとします。契約者は本サービスに関連する所定の料金を当社指定の方法で支払うものとします。

第 6 条(最低利用期間内解約)

本サービス契約がその最低利用期間の経過する日前に解約された場合には、契約者は、別紙 2 に定める金額を支払うものとします。

第 7 条(損害賠償の範囲)

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由により、契約者に対し、本サービスを提供しなかったときは、契約者が本サービスを全く利用できない状態にあることを当社が知っ

た時刻から起算して、連続して24時間以上、本サービスが全く利用できなかったときに限り、損害の賠償をします。

2 前項の場合において、当社はその料金月における基本料金額を限度として、その日数に対応する本サービスの基本料金額を賠償の範囲とします。

3 第1項の場合において、一般第一種通信事業者に起因する理由により本サービスを提供しなかった場合には、前項の規定は適用しません。

4 (免責) 契約者が本サービスの利用に起因して損害(情報等が破損もしくは滅失したことによる損害、または契約者が本サービスから得た情報等に起因する損害を含むがそれに限定されない)を負うことがあっても、当社は、その原因の如何を問わず、前条(損害賠償の範囲)で規定する責任以外には、一切の賠償責任を負わないものとします。

第8条(技術的事項)

本サービスにおける基本的な技術事項は、別紙3のとおりとします。

第9条(利用規約の適用)

株式会社フォーバルテレコムは、iSmart 接続-NI4・iSmart 接続 IP1-NI4 サービス利用規約(以下、「利用規約」といいます。)を定め、利用規約を遵守することを条件として契約を締結していただいた契約者に対し、利用規約に基づき本サービスを提供します。

2 契約者は利用規約を遵守して、本サービスの提供を受けるものとします。

3 この利用規約に定めのない事項については、「fit コール インターネットサービス規約(<https://www.forvaltel.co.jp/download/pdf/service.pdf>)」および株式会社インターネットイニシアティブが定める、「IIJ インターネットサービス契約における契約条項(<https://www.ij.ad.jp/svcsol/agreement/>)」に準ずるものとします。

別紙 1 iSmart 接続-NI4・iSmart 接続 IP1-NI4 における料金 等 [第 5 条関係]

1 初期費用

細目	料金(税別)
iSmart 接続-NI4	0 円
iSmart 接続 IP1-NI4	2,000 円

2 月額費用

細目	料金(税別)
iSmart 接続-NI4	1,080 円
iSmart 接続 IP1-NI4	2,980 円

別紙 2 最低利用期間内解約違約金 [第 6 条関係]

解約違約金 5,000 円(不課税)

※2022 年 7 月 1 日に施行される改正電気通信事業法施行規則に基づき、同日以降に個人名義でお申込みのお客様は、1 ヶ月分のサービス利用料金額を、解約違約金といたします。

別紙 3 技術的事項 [第 8 条関係]

接続に使用するソフトウェアとして RFC1570,RFC1661,RFC1990 に定められたプロトコルに準拠した PPP ソフトウェアを使用して頂きます。

モデムの物理層におけるプロトコル	モデムのエラー訂正プロトコル・データ圧縮プロトコル
V.22	MNP class3,4,5
V.22bis	MNP class3,4,5,V.42,V.42bis
V.32	MNP class3,4,5,V.42,V.42bis
V.32bis	MNP class3,4,5,V.42,V.42bis
V.34	MNP class3,4,5,10,V.42,V.42bis
V.90	MNP class3,4,5,10,V.42,V.42bis
V.110	---